

静岡県立農林環境専門職大学等における障がい学生支援に関する基本方針

静岡県立農林環境専門職大学及び静岡県立農林環境専門職大学短期大学部（以下これらを「専門職大学」という。）では、以下の基本方針に基づき、身体障がい、発達障がい、精神障がいその他の心身の機能の障がい（難病に起因する障がいを含む。以下「障がい」と総称する。）がある学生（以下「障がい学生」という。）の支援を行う。

ただし、本基本方針は、支援制度の基準、根幹を定めたものであり、支援内容については、障がいの内容や程度に応じ、個別に必要なかつ合理的な配慮を検討し、障がい学生と十分な協議を経た上で決定する。

1 基本方針

専門職大学は、専門職大学に在籍する障がい学生が、障がいのない学生と分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら学生生活を送ることができるよう支援を行う。

2 支援の目的

専門職大学の障がい学生支援は、修学の上で必要に応じて適切な支援を行うことや、支援活動を通じて、より良い人間関係を養うとともに、支援者が障がいについて理解できる場を提供することを目的とする。

3 支援体制

障がい学生への支援は、事務局学生課を中心に、専門職大学の教職員が必要に応じて学外の関係機関及び専門家とも連携して全学的な体制で行う。事務局学生課は、静岡県立農林環境専門職大学教務委員会と連携し、その他の障がい学生への相談対応、障がい学生の学生生活環境づくりについて関係各課、学生相談室、保健室等の支援者間の連携支援を行う。

4 個人情報保護と守秘義務

支援者が支援をする上で知り得た障がい学生の個人情報（障がいや相談の内容を含む。）の管理を厳密に行い、第三者に個人情報の開示や提供が必要な場合は、本人の同意を得るものとする。

ただし、障がい学生への連携支援を行うために必要と専門職大学が判断した場合、集団守秘義務を十分に遵守しつつ支援者間での個人情報の共有を行うことができる。